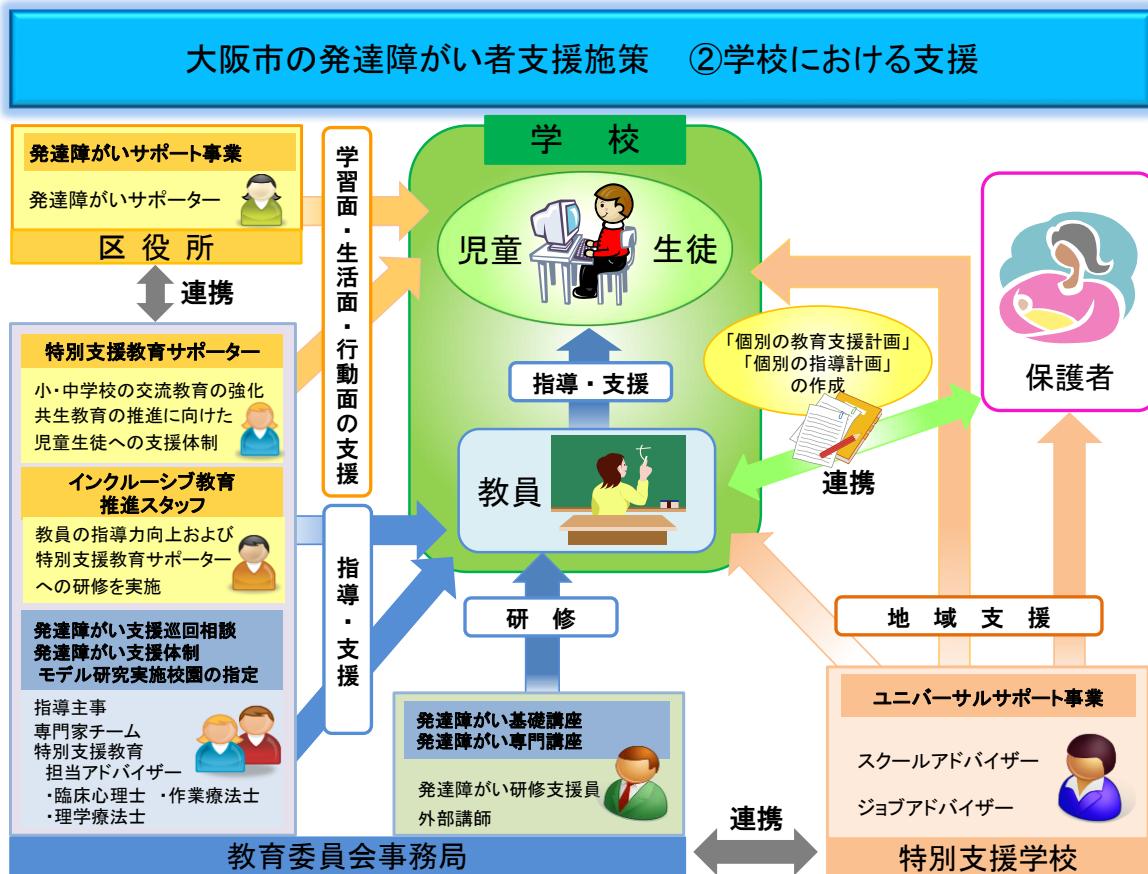


2 学齢期の支援の充実



① 特別支援教育の充実

学校において、発達障がいのある児童生徒が早期にその特性に応じた適切な支援を受けることができるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた基礎的環境整備を行い、特別支援教育の充実を図ることにより、地域で共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を進めます。

また、医療・福祉など関係機関との連携に努め、学校園の支援、児童生徒への支援、教員の研修を実施します。

巡回相談体制の強化

概要	発達障がい等に関する具体的な指導・支援の方法、関係機関や保護者との連携等について、担当指導主事及び特別支援教育担当アドバイザー（臨床心理士、作業療法士、理学療法士）が学校園を訪問し、指導・助言を実施します。
担当	教育委員会事務局指導部特別支援教育担当（インクルーシブ教育推進担当）

ユニバーサルサポート事業（スクールアドバイザー）	
概 要	学校園に対する地域支援体制として、東住吉特別支援学校にユニバーサルサポートルームを設置し、地域支援担当の特別支援学校教員が、スクールアドバイザーとして発達障がい等に関する相談や研修等を実施します。
担 当	教育委員会事務局指導部特別支援教育担当（インクルーシブ教育推進担当）
発達障がいサポート事業	
概 要	小中学校に在籍する発達障がいのある児童生徒の中で、行動面で特に支援の必要がある重度の児童生徒に対し、校外や課外における活動等について、適切な支援を実施します。
担 当	各区役所（担当は区によって異なります。）
発達障がい研修支援事業	
概 要	<p>教育センターに発達障がい研修支援員を配置し、発達障がいに関する研修を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎講座 希望する学校園を対象に、発達障がいに関する基礎・基本的な内容について「出前研修」を実施し、発達障がいの理解を深めるとともに適切に支援・指導できる人材の育成を図ります。 ・専門講座 発達障がいに関する行動面・学習面の指導支援をはじめ、就労・キャリア教育等のより専門的な知識・技能を学び、地域の特別支援教育を推進していく中心的役割を担う人材の育成を図ります。
担 当	教育委員会事務局指導部教育相談担当（インクルーシブ教育推進担当）
啓発資料の配付	
概 要	<p>① 特別支援教育のためのヒント集「できた！わかった！」、「できた！わかった！」2や、「特別支援教育指導事例集（第15集）-発達障がい支援体制モデル研究実施校園研究報告集-」を学校園へ配付し、各校園での効果的な指導・支援に活用できるようにしています。</p> <p>② DVD「通常学級で取り組むソーシャルスキルの指導」や、ユニバーサルデザイン化のための環境整備リーフレット「特別支援教育の視点を取り入れた校内・教室内の環境づくり」を学校園に配付し、各校園での校内研修会や日常の指導等に活用できるようにしています。</p>
担 当	<p>① 教育委員会事務局指導部特別支援教育担当（インクルーシブ教育推進担当）</p> <p>② 教育委員会事務局指導部教育相談担当（インクルーシブ教育推進担当）</p>

② 発達支援の充実【再掲】

発達障がいのある児童が早期にその特性に応じた適切な発達支援を受けることができるよう、児童生徒への療育や保護者への研修等を実施します。

(事業については、「1 早期発見から早期発達支援へ」②をご参照ください。)

③ 自立支援の充実

発達障がいのある児童生徒が成人期に自立した生活を送ることができるよう、自立をするために必要なスキルの獲得の支援や就労の支援を実施します。

児童養護施設等での発達障がい児自立支援事業

概要	児童養護施設等に在籍する児童を対象に、発達障がい児自立支援専門員（臨床心理士等）が、児童が自立するために必要なソーシャルスキル等を獲得するための専門的支援を実施します。
担当	こども青少年局子育て支援部こども家庭課

ユニバーサルサポート事業（ジョブアドバイザー）

概要	知的障がい特別支援学校6校にジョブアドバイザー各1名を配置し、発達障がい等のある生徒の就労を支援するため、現場実習先の開拓や巡回指導、相談、講話等を実施します。
担当	教育委員会事務局指導部特別支援教育担当（インクルーシブ教育推進担当）

〔用語集〕

「ユニバーサルデザイン」

年齢や性別、国籍、障がいの有無などの条件によって対象を限定することなく、すべての人にとって使いやすく、理解しやすいデザインのこと。

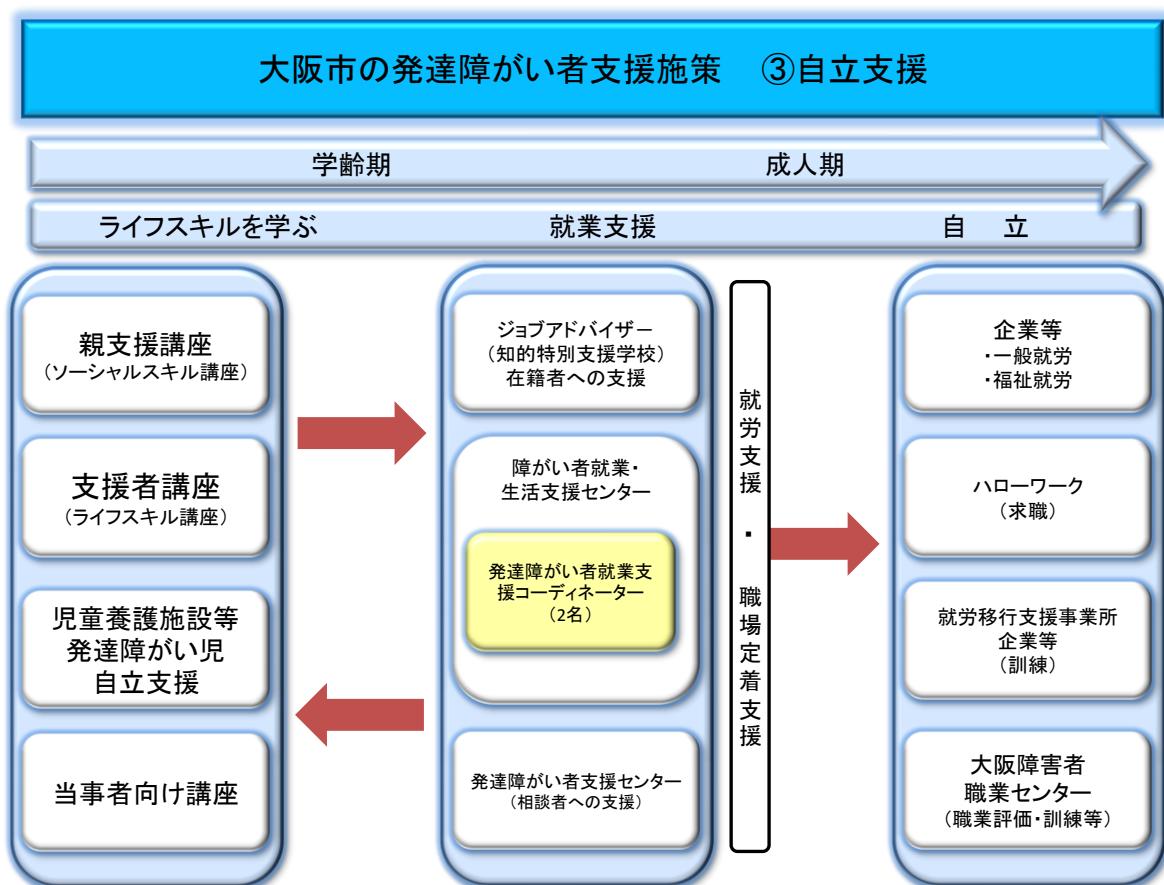
「特別支援教育」

幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために行う教育的な指導及び支援のこと。

「インクルーシブ教育」

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学ぶ教育のこと。

3 成人期の支援の充実



① 自立支援の充実

発達障がいのある成人が、自立した生活を送ることができるよう、自立するために必要なスキルの獲得の支援を実施します。

発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による発達支援

概要	発達障がいのある人を対象に、自己理解や感情のコントロールなど、生活スキルを高めるための発達支援を行います。
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

② 就労支援の充実

発達障がいのある成人が自立した生活を送ることができるよう、就労に向けた相談、情報提供や助言、関係機関・事業所とのコーディネート等を通じて就労支援を実施します。

発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による就労支援

概要	就労を希望する発達障がいのある人を対象に、関係機関と連携しながら、就労に向けての情報提供や助言を実施します。職場に関する相談にも応じます。
利用方法	発達障がい者支援センター（エルムおおさか）に電話・FAX・メールにて相談日の予約をします。
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

発達障がい者就業支援コーディネーターの配置

概要	発達障がい者就業支援コーディネーター（2名）を障がい者就業・生活支援センターに配置し、必要な就業支援サービスを提供するとともに、必要な支援機関と結び付け、チームで就業等を支える体制を構築します。
利用方法	障がい者就業・生活支援センターに電話で相談日の予約をします。
担当	福祉局障がい者施策部障がい福祉課

4 家族に対する支援の充実

発達障がいのある人の家族が、発達障がいについて理解し適切な支援を行うことができるよう、研修等を実施するとともに、先輩保護者がその経験を生かし相談や助言を行う活動を実施します。

ペアレント・トレーニング等の親支援講座の実施

概要	（「1早期発見から早期発達支援へ」②をご参照ください。）
----	------------------------------

ペアレント・メンター（ピア・カウンセリング）事業の実施

概要	発達障がいのある児童の保護者を対象に、先輩保護者がその経験を生かし相談や助言を実施するとともに、地域の保護者同士の仲間づくりを支援します。
担当	区保健福祉センター子育て支援室（福島区、港区、淀川区、阿倍野区）

5 地域の相談支援の充実

発達障がいのある人が、本人の意思ができる限り尊重され、地域で安心して自分らしく自立した生活を送ることができるよう、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）における相談支援体制を充実するとともに、地域の関係機関・事業所が発達障がいを正しく理解し適切な支援を行うことができるよう、啓発・研修・機関支援を実施します。

発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による相談支援等

概要	発達障がいのある人やそのご家族からの相談を受け、情報提供や助言を行うとともに、関係機関と連携し支援を行います。
利用方法	発達障がい者支援センター（エルムおおさか）に電話・FAX・メールにて相談日の予約をします。
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

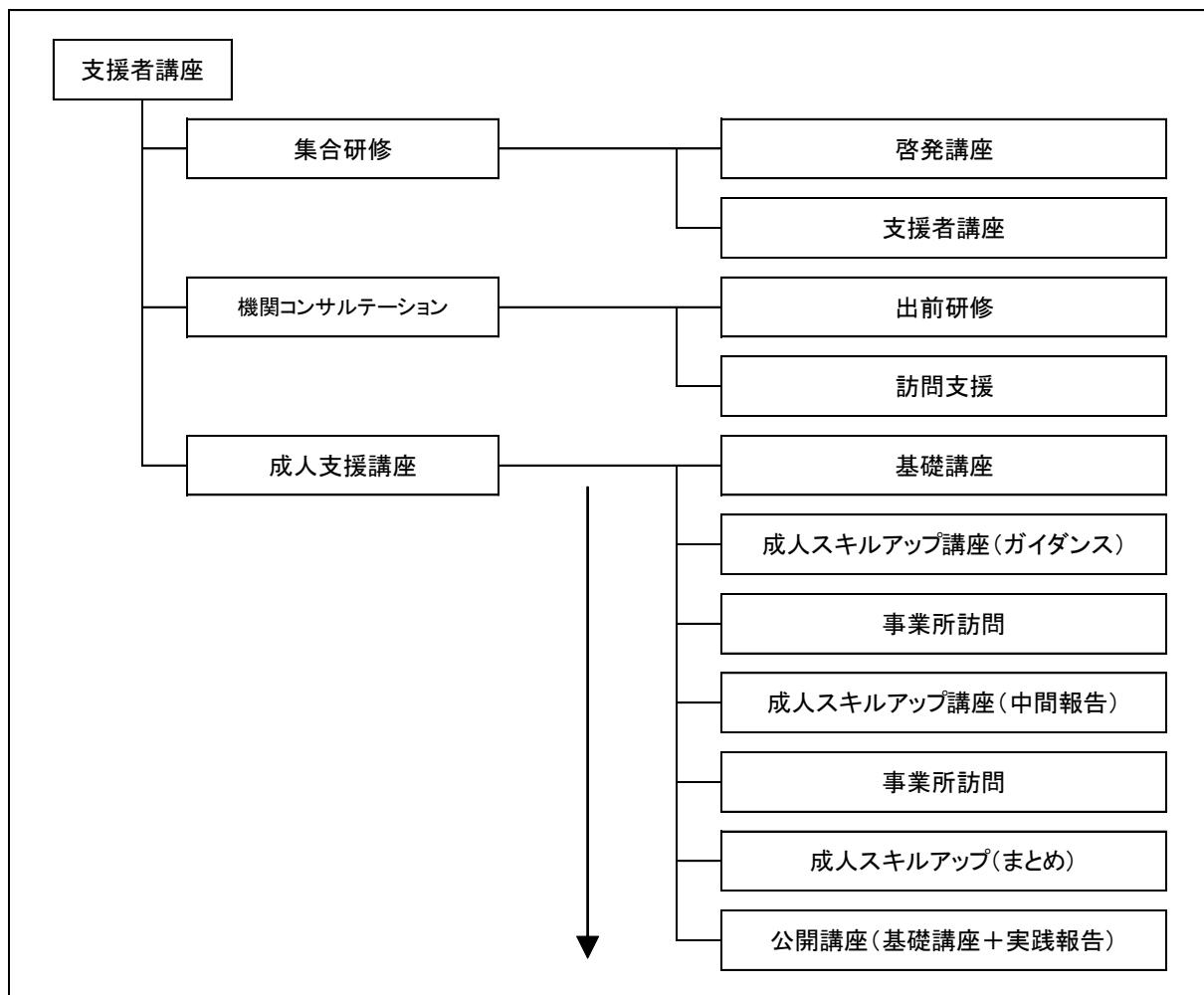
発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による地域サポート体制の強化

概要	発達障がい者支援センター（エルムおおさか）に地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関事業所等への啓発・研修・支援、ペアレント・トレーニング等の親支援講座を実施します。
利用方法	発達障がい者支援センター（エルムおおさか）のホームページから申込書をダウンロードのうえ記入し、同センターに送信します。
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

発達障がい者支援マップ

概要	発達障がいのある人やそのご家族が、年齢や相談内容に応じた相談機関を探せるようまとめたホームページを公開しています。
利用方法	発達障がい者支援センター（エルムおおさか）のホームページに掲載または、【本市ホームページ】⇒【市民の方へ】⇒【障がいのある方へ】⇒【発達障がいのある方のための支援】⇒【発達障がいのある方への支援】
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

地域サポート体制の強化



6 支援の引継ぎのための取組

発達障がいのある人が、支援者（機関）が代わっても、適切な支援を受け、安心して生活を送ることができるよう、その特性や支援についての情報を引き継ぐ取組を実施します。

発達ノート	
概 要	発達障がいのある人が周囲から適切な理解や支援を受けられるよう、ご本人やご家族が特性や支援経過を記載し、相談機関に行くときや初めての接するときに提示するノートを配付します。
利用方法	発達障がい者支援センター（エルムおおさか）でお渡します。 医療機関の診断書・意見書がある場合はお持ちください。
担 当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室
サポートブック	
概 要	発達障がいのある幼児が周囲から適切な理解や支援を受けられるよう、保護者が子どもの特性や日常生活での配慮点を記載し、就学する小学校や特別支援学校、支援者（機関）等に提示します。
利用方法	こども相談センター教育相談グループにおいて、就学に向けての相談の中で、保護者の希望により相談員が作成について助言します。
担 当	こども相談センター教育相談グループ

7 市民への啓発

発達障がいのある人が、地域で安心して生活することができるよう、発達障がいに対する正しい理解と支援について、普及啓発活動を実施します。

「世界自閉症啓発デー」・「発達障害啓発週間」普及啓発活動	
概 要	市民に発達障がいに対する正しい理解を深めていただくため、「世界自閉症啓発デー」（4月2日）、「発達障害啓発週間」（4月2日～8日）を中心に、大阪府・関係団体・民間企業と連携し、広報、大阪城天守閣・通天閣のブルーライトアップなど普及啓発活動を実施します。
担 当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室
発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による地域サポート体制の強化	
概 要	（「5 地域の相談支援の充実」の同項をご参照ください。）